

令和 6 年度

償却資産申告の手引き (固定資産税)

市税業務につきましては、平素より格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、償却資産（土地、家屋以外で事業用の有形減価償却資産）については、その所有者が、毎年1月1日現在の資産状況を資産の所在する市町村長に申告していただくこととなっております。（地方税法第383条）

もくじ

I 償却資産の概要	2	IV 申告についてのQ&A	5
II 評価額等の算出	4	V 申告書等の記載方法について	6
III 申告にあたっての留意事項	5		

提出期限 令和 6 年 1 月 31 日 (水)

郵送又は、eLTAXの電子申告による
提出にご協力ください。

eLTAXホームページ
<https://www.eltax.lta.go.jp>



提出書類：次の表の区分により、○印の付いている書類を提出してください。

申告の区分	償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	種類別明細書		
		全資産用	増加資産用	減少資産用
初めて申告される方	申告する資産がある	○ ※2	×	×
	申告する資産がない	○ ※1	×	×
昨年申告されている方	資産の増減がない	○ ※1	×	×
	増加した資産がある	○	○ ※3	×
	減少した資産がある	○	×	○ ※3
	増加・減少資産の両方ともある	○	○ ※3	○ ※3
電算申告の方	○	全資産用		

※1 該当資産のない方、資産の増減のない方、休業、廃業の場合も、その旨を備考欄に明記し、申告書の提出をお願いいたします。

※2 令和6年1月1日現在の資産状況を記載してください。

※3 増減分のみ記載してください。

北 広 島 市

I 償却資産の概要

1 償却資産とは

土地及び家屋以外で事業用の有形減価償却資産。会社や個人で工場や商店などを経営している方が、その事業に用いることができる機械・器具などをいいます。なお、「事業に用いることができる」とは、所有者自らの事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

- (1) 税務会計上、減価償却の対象となる資産
- (2) 取得価額20万円未満であるが、固定資産として計上している資産
- (3) 耐用年数を経過した資産で、帳簿上残存価格のみ計上されている資産
- (4) 現実に減価償却を行っていないが、本来減価償却が可能な資産
- (5) 企業会計上、簿外資産であるが、賦課期日（1月1日）現在事業の用に供している資産
- (6) 企業会計上、建設仮勘定で経理されているが、賦課期日現在事業の用に供している資産
- (7) 割賦買入資産で、割賦金が完済されていないが、賦課期日現在事業の用に供している資産
- (8) 遊休・未稼働資産であっても、賦課期日現在事業の用に供することができる資産
- (9) 職員の福利厚生用の資産
- (10) 償却資産の価値を増加させるための費用（改良費）

家屋の附帯設備について

特定附帯設備とは、平成16年4月1日以降に家屋の賃借人（テナント）など、家屋の所有者以外の者が、その事業の用に供するために取り付けした建築設備等（電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等）や外壁、天井、床仕上げ等をいいます。これらの特定附帯設備については、取り付けした方（賃借人等）が償却資産として申告する必要があります。

2 償却資産の主な種類

資産の種類		主 な 資 産 名 <small>かっこ内は標準的な耐用年数</small>	
1種	構 築 物	路面舗装：コンクリート（15）、アスファルト（10）、門・塀：ブロック（15）、フェンス（10）、緑化施設・庭園（20）、街路灯（10）、広告塔：金属製（20）、その他（10）	
		建物附帯設備	受配電盤（15）、屋外給排水設備（15）、そで看板：金属製（18）
2種	機 械 及 び 装 置	ガソリンスタンド設備（8）、合成ゴム製造業のゴム製品製造業用設備（9）、洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備（13）、食料品製造業用設備（10）、新聞社（新聞巻取紙を使用して印刷発行するもの）の印刷業又は印刷関連業用設備（その他設備）（10）、総合工事業用設備（5）、農業用設備（7）	
3種	船 舶	モーターボート（4）	
4種	航 空 機	飛行機（10）、ヘリコプター及びグライダー（5）	
5種	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト（4）、構内運搬車（7）、除雪車（4） 注：自動車税（種別割）、軽自動車税（種別割）の対象とならないもの	
6種	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	事務用備品：金属製の事務机及びキャビネット（15）、応接セット（接客業）（5）・（接客業以外）（8）、ファクス（5）、パソコン（サーバー用除く）（4）、コピー機（5）、テレビ・ラジオその他音響機器（5）、冷暖房機器（6）、医療機器：歯科診療用ユニット（7）、測定・検査工具（5）	

資産の種類は、法人税申告書別表第16の資産の区分（種類）と一致します。

3 申告対象外の資産

次のような資産は課税の対象となりませんので、申告の必要はありません。

- ① 自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の対象となる自動車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車・原動機付自転車
- ② 生物（ただし、観賞等に使用する場合は申告の対象です。）
- ③ 無形減価償却資産（例：営業権、特許権、商標権）
- ④ 繰延資産（開業費等）
- ⑤ 書画・骨とう

平成27年1月1日以後に取得	平成27年1月1日以前に取得
・取得価額が1点100万円未満のもの（時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除く） ※取得価額が1点100万円以上であって時の経過により価値の減少することが明らかなものは申告が必要となります。	従前より所有している美術品等について改正後の基準に従った結果、償却資産に該当する場合には新たに申告が必要となります。

- ⑥ 棚卸資産（貯蔵品・商品等）
- ⑦ 耐用年数が1年未満のもの
- ⑧ 少額の減価償却資産の取扱い

取得価格 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
	一時損金算入	申告対象外(※)	—	—
3年一括償却	申告対象外(※)		—	—
中小企業特例	申告対象			—
個別減価償却	申告対象			

※令和4年4月1日以後、貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供するものは申告対象です。

4 国税との比較

	地方税の取扱い 《固定資産税(償却資産)》	国税の取扱い 《法人税・所得税》
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	原則として、「固定資産評価基準」※に定める減価率による。(従来の定率法)(8ページの減価残存率表参照)	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法の選択制度 (建物については旧定額法)
		【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法の選択制度 (建物については定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳	認められません	認められます
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められません	認められます
増加資産	認められます	認められます
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価格(1円)

※「固定資産評価基準」とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。平成19年度税制改正に係らず、固定資産税(償却資産)の「減価率」と「評価額の最低限度」は従来のままです。

II 評価額等の算出

1 取得価額、評価額、課税標準額

区 分	説 明	具 体 例
取得価額	取得価額は、償却資産を取得するためにその取得時に通常支出すべき金額です。(購入の代価、原材料費、労務費、取引運賃、荷役費、手数料などをさします。)	Aさんは飲食店を営むために、令和5年7月7日に以下の物を購入しました。 冷蔵庫…………… 52万円(6) 陳列棚…………… 100万円(8) 室内装飾…………… 100万円(15) かっこ内の数字は、各々の資産の耐用年数です。
評価額	(1)第1年度目(初年度) 取得価額 $\times (1 - \frac{r}{2})$ =第1年度目の評価額 ※ r:耐用年数に応ずる減価率(8P参照) ※第1年度目は半年償却します。 (2)第2年度目 第1年度目の評価額 $\times (1 - r)$ =第2年度目の評価額 (3)第3年度目以降 前年度の評価額 $\times (1 - r)$ の算式により順次計算します。 ※「取得価額 \times 5%」の額よりは上がりません。	(1)令和6年度の評価額 冷蔵庫① $520,000 \times 0.84 = 436,800$ 陳列棚② $1,000,000 \times 0.875 = 875,000$ 室内装飾③ $1,000,000 \times 0.929 = 929,000$ (2)令和7年度の評価額 冷蔵庫① $436,800 \times 0.681 = 297,460$ 陳列棚② $875,000 \times 0.750 = 656,250$ 室内装飾③ $929,000 \times 0.858 = 797,082$ (3)令和8年度の評価額 冷蔵庫① $297,460 \times 0.681 = 202,570$ 陳列棚② $656,250 \times 0.750 = 492,187$ 室内装飾③ $797,082 \times 0.858 = 683,896$
課税標準額	償却資産課税台帳に登録された毎年1月1日現在の評価額が課税標準額となります。 合計課税標準額は、 <u>1,000円未満</u> を切り捨てます。 ※償却資産の他に、固定資産税が課税される土地や家屋をお持ちの場合は、全ての課税標準額を合算し、1,000円未満を切り捨てます。	(1)令和6年度の合計課税標準額 ①+②+③ = 2,240,800 \rightarrow 2,240,000円 (2)令和7年度の合計課税標準額 ①+②+③ = 1,750,792 \rightarrow 1,750,000円 (3)令和8年度の合計課税標準額 ①+②+③ = 1,378,653 \rightarrow 1,378,000円

2 免税点

所有している全資産の課税標準の合計が150万円未満のときは課税されません。

3 税率、税額

区 分	説 明	具 体 例
税率	1.4%です。	
税 額	合計課税標準額 \times 1.4%(税率)=税額 ※100円未満は切り捨てます。	(1)令和6年度の税額 $2,240,000 \times 1.4\% = 31,360$ 円 \rightarrow 31,300円 (2)令和7年度の税額 $1,750,000 \times 1.4\% = 24,500$ 円 \rightarrow 24,500円 (3)令和8年度の税額 <u>免税点未満のため課税されません。</u>

Ⅲ 申告にあたっての留意事項

(1) 非課税となる償却資産

地方税法第348条第2項、第4項または第5項の規定に該当する資産については、固定資産税が課税されません。

なお、非課税資産を申告される場合は、所管する主務官庁等の証明書若しくは届出書の写し、または該当資産として認定できる資料を必ず添付してください。

(2) 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条、第15条の2、第15条の3の規定に該当する資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

なお、課税標準の特例が適用される資産を申告される場合は、所管する主務官庁等の証明書若しくは届出書の写し、または該当資産として認定できる資料を必ず添付してください。

(3) リース資産について

賃借（リース）資産がある場合は、別紙のリース（賃借）物件一覧表に記入のうえ提出願います。

賃借（リース）資産については、原則として貸主（リース会社等）に課税されます。ただし、単なるリースではなく、契約上は賃貸借契約であるが賃貸借期間満了後にその償却資産を借主に無償譲渡することになっている場合など、実質的に所有権留保付売買と見られるようなものについては、売主及び買主の共有物とみなされ、その結果、売主及び買主が連帯して納税義務を負うこととなりますが、社会通念上、最終所有者である借主が申告及び納税義務者となります。

(4) 申告しなかった場合または虚偽の申告をした場合

償却資産の申告は、地方税法383条により償却資産の所有者に義務付けられております。**虚偽の申告をしたときは同法385条の規定により罰金を科されることがあります。また、正当な理由がなく申告をしなかったときには、同法386条及び北広島市税条例第61条の規定により過料が科される場合がありますので、必ず申告してください。**

Ⅳ 申告についてのQ & A

≪Q & A …… 平成20年度税制改正より償却資産の耐用年数省令改正について ≫

Q 改正後の耐用年数を用いて評価を行う償却資産は、例えば平成20年1月2日以後に取得した新規取得資産だけなのか、それとも既存資産も含めてなのでしょうか。

A 平成20年度の税制改正に伴う償却資産の評価は、平成21年度分の固定資産税から行うこととされているため、平成21年度の固定資産税に係る賦課期日（平成21年1月1日）において課税対象となる償却資産については、すべて改正後の耐用年数を用いて評価することになります。

≪Q & A …… 特殊自動車について ≫

Q 特殊自動車は償却資産の申告の対象になりますか。

A 特殊自動車は、その規格により小型特殊自動車と大型特殊自動車に区分され、小型特殊自動車は軽自動車税（種別割）、大型特殊自動車は償却資産として固定資産税の対象になります。

大型特殊自動車に該当する車両を所有している場合は、償却資産の申告が必要です。

【大型特殊自動車】フォークリフト等の大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「9」「90～99及び900～999」)及び農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35km以上のもの並びに台車等。ただし、自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は除きます。

【小型特殊自動車】詳細については別紙をご覧ください。

V

申告書等の記載方法について

償却資産申告書の記載要領

- 所有者の住所、氏名
 - 所有者の住所
 - 個人の場合は、所有者の住所を、法人の場合合本所在地を記載してください。
 - 本社は本店が市外にある場合で申告書の送付先を市内にある事業所等にしていない場合には、その送付先を記載してください。
 - 氏名
 - 個人の場合は、氏名を、法人の場合は名称と代表者の氏名を記載してください。
 - 屋号があれば記載してください。
 - 個人番号又は法人番号
 - 個人の場合は右詰めで個人番号を、法人の場合は法人番号を記載してください。
 - 事業種目(資本等の金額)
 - 事業種目を具体的に(例えば食肉小売業、自動車車体整備業等)記載してください。
 - 法人にあっては、資本金又は出資金等の金額を記載してください。
 - 事業開始年月日
 - 資産所在の市内(事業所のある申告先の市)で事業を開始した年月を記載してください。
 - この申告に応答する者の係及び氏名
 - この申告書を作成した方又はこの申告書の内容について応答できる方の係名、氏名及び電話番号を記載してください。
 - 税理士等の氏名
 - 経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号を記載してください。

【取得価額欄の書き方】

- 初めて申告される方は、(イ)、(ロ)の欄に書く必要はありません。
- (イ)の欄には、前年度までの申告に基づき資産の取得価額を種類別に合計して印字しています。(別紙参照)
- (ロ)の欄には、令和6年1月1日現在所有している資産のうち、令和5年1月2日から令和6年1月1日までに減少した資産の取得価額を種類別に合計して記載してください。
- (ハ)の欄には、令和5年1月2日から令和6年1月1日までに取得した資産の取得価額を種類別に合計して記載してください。

(記載要領のつづき)

- 短縮耐用年数の承認
 - 増加償却の届出
 - 非課税該当資産
 - 課税標準の特例
 - 特別償却又は圧縮記帳
 - 税務会計上の償却方法
 - 青色申告
- 各項目の有無等を○で囲んでください

※電算申告の方のみ記入してください

令和6年度 償却資産申告書 (償却資産課税台帳)		令和6年1月9日		061-1192		北広島市中央4丁目2番地1 (電話 372-3311)		個人番号又は法人番号 1234567890123		短縮耐用年数の承認 有・無	
住所 北広島市中央4丁目2番地1 (電話 372-3311)		代表取締役 北広島 太郎		事業開始年月 平成9年10月		事業種目 食品雑貨小売		8 増加償却の届出 有・無		9 非課税該当資産 有・無	
所有者 (株)北広島商店 代表取締役 北広島 太郎 (屋号 スーパーマルキタ)		取得 前年中に減少したもの (イ)		前年中に取得したもの (ロ)		計(イ)-(ロ)+(ハ)		10 課税標準の特例 有・無		11 特別償却又は圧縮記帳 有・無	
1 構築物	3,500,000	2,200,000	1,000,000	2,300,000	2,300,000	15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	12 特別償却又は圧縮記帳 有・無	13 税務会計上の償却方法 (定率法・定額法)	14 青色申告 有・無	17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有・借家)	
2 機械及び装置	6,300,000		2,000,000	8,300,000	8,300,000	16 借入資産 (有・無)	18 備考(添付書類等) 該当する番号を○でかこんでください。 ① 資産増減なし 3 該当資産なし 4 その他	別紙一覧表			
3 船舶						17 事業所用家屋の所有区分 (自己所有・借家)					
4 航空機						18 備考(添付書類等) 該当する番号を○でかこんでください。 ① 資産増減なし 3 該当資産なし 4 その他					
5 車両及び運搬具	1,500,000			1,500,000	1,500,000						
6 工具器具及び備品	2,300,000	200,000	1,500,000	3,600,000	3,600,000						
7 合計	13,600,000	2,400,000	4,500,000	15,700,000	15,700,000						

記載例

※所有者コード

個人番号又は法人番号	1234567890123	短縮耐用年数の承認	有・無
事業種目	食品雑貨小売	8 増加償却の届出	有・無
事業開始年月	平成9年10月	10 非課税該当資産	有・無
この申告に該当する者の親族の氏名	北広島 太郎	11 課税標準の特例	有・無
税理士等の氏名	北広島税理士事務所	12 特別償却又は圧縮記帳	有・無
	(電話 372-3311)	13 税務会計上の償却方法	(定率法・定額法)
	(電話 372-3311)	14 青色申告	有・無

17 事業所用家屋の所有区分

- 該当する所有区分を○で囲んでください。

18 備考

- 4の場合、空欄に詳細を記載してください。
- 廃業、倒産等した場合は、4を○でかこみ「廃業」または「倒産」等記載し、その年月日を記載してください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載要領

① 資産の種類
資産の種類に対応する1～6の数字を記載してください。

② 資産の名称等
欄の1マスに、1字ずつ記載し
てください。

③ 数量
資産又は設備等の数量は数字
のみを記載してください。

④ 取得年月
・資産取得した年月を記載してください。
・年号は、それぞれの年号に対応する数字を記載してください。
1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和

記載例

⑤ 取得価額
・取得価額は、資産を取得するためにその取得時に通常支出すべき金額をいいます。
・自己の建設、製作、製造などにより取得した資産にあつては、原材料費、労務費、附带費などの合計金額を記載してください。
・改良費については、本体とは別に記載してください。(耐用年数は本体と同じです。)

⑥ 耐用年数
・減価償却資産の耐用年数等に関する省令(財務省令)別表第1、第2、第5及び第6に掲げる耐用年数を記載してください。
・国税局長の承認を受け、耐用年数の短縮を行っている資産については、その耐用年数を記載してください。(承認書の写しを添付してください。)

⑦ 所有者名
・償却資産所有者の氏名又は名称を記載してください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)

資産の種類	資産コード	資産の名称等	取得年月		数量	耐用年数	取得価額 千円 十億円	減価償却率	償却標準額 千円 十億円	償却標準額の特例 率 コード	増加事由	摘要
			年号	年月								
01		駐車場アスファルト舗装	15	54	1	1,000,000	0.0	1			① 2 3・4	
02		ベルトコンベアー(倉庫業用)	15	58	1	2,000,000	0.0	1			② 3・4	
03		フォークリフト(大型特殊)	15	59	1	1,500,000	0.0	4			③ 3・4	
04							0.0				1・2 3・4	
05							0.0				3・4	
20					3	4,500,000	0.0				1・2 3・4	
小計					3	4,500,000						

種類別明細書(減少資産用)の記載要領

令和6年度

資産の種類	資産のコード	資産の名称等	数量	取得年月		耐用年数	取得価額 千円 十億円	減少の事由及び区分	摘要
				年号	年月				
01	100012345	フェンス	1	36	37	1	200,000	1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他	1 ②・3・4 2 ② 3 ②・3・4 4 ①・2
02	100012346	石垣	1	45	10	1	1,000,000		1 ②・3・4 2 ①・2
03	600012347	応接セット	1	42	1	200,000			1 ②・3・4 2 ①・2
04									1 ②・3・4 2 ①・2
05									1 ②・3・4 2 ①・2
20			3			2,400,000			1 ②・3・4 2 ①・2
小計					3	2,400,000			

部分には記載しないでください。

種類別明細書(減少資産用)

① 数量、取得価額
・全部減少した資産については、令和5年度に申告した当該資産の各項目の内容を記載してください。
・一部減少又は申告誤り等による減少資産については、当該資産の減少分の数量及び取得価額を記載してください。

② 減少の事由及び区分
該当する番号を○で囲んでください。

③ 摘要
・申告済み資産の数量及び取得価額等に誤りがあった場合には、「申告誤り」と記載してください。
・一部減少した資産については、減少後の数量及び取得価額を記載してください。

《参考》減価率、減価残存率表

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		r	$1 - \frac{r}{2}$			$1 - r$	r			$1 - \frac{r}{2}$	$1 - r$
				21	0.104	0.948	0.896	41	0.055	0.972	0.945
2	0.684	0.658	0.316	22	0.099	0.950	0.901	42	0.053	0.973	0.947
3	0.536	0.732	0.464	23	0.095	0.952	0.905	43	0.052	0.974	0.948
4	0.438	0.781	0.562	24	0.092	0.954	0.908	44	0.051	0.974	0.949
5	0.369	0.815	0.631	25	0.088	0.956	0.912	45	0.050	0.975	0.950
6	0.319	0.840	0.681	26	0.085	0.957	0.915	46	0.049	0.975	0.951
7	0.280	0.860	0.720	27	0.082	0.959	0.918	47	0.048	0.976	0.952
8	0.250	0.875	0.750	28	0.079	0.960	0.921	48	0.047	0.976	0.953
9	0.226	0.887	0.774	29	0.076	0.962	0.924	49	0.046	0.977	0.954
10	0.206	0.897	0.794	30	0.074	0.963	0.926	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	31	0.072	0.964	0.928	51	0.044	0.978	0.956
12	0.175	0.912	0.825	32	0.069	0.965	0.931	52	0.043	0.978	0.957
13	0.162	0.919	0.838	33	0.067	0.966	0.933	53	0.043	0.978	0.957
14	0.152	0.924	0.848	34	0.066	0.967	0.934	54	0.042	0.979	0.958
15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936	55	0.041	0.979	0.959
16	0.134	0.933	0.866	36	0.062	0.969	0.938	56	0.040	0.980	0.960
17	0.127	0.936	0.873	37	0.060	0.970	0.940	57	0.040	0.980	0.960
18	0.120	0.940	0.880	38	0.059	0.970	0.941	58	0.039	0.980	0.961
19	0.114	0.943	0.886	39	0.057	0.971	0.943	59	0.038	0.981	0.962
20	0.109	0.945	0.891	40	0.056	0.972	0.944	60	0.038	0.981	0.962

『固定資産評価基準』別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」により作成

課税台帳の閲覧について

令和6年度の課税の基礎となる価額などについて、課税台帳を所有者の閲覧に供します。閲覧期間は令和6年4月1日からを予定しています。

提出先・問い合わせ先

〒061-1192 北海道北広島市中央4丁目2番地1

北広島市総務部税務課固定資産税家屋・償却資産担当

電話011-372-3311 内線3724・3725